

国民健康保険

問 市民課医療年金係（名寄庁舎1階） ☎ 01654③2111（内線 3114・3116・3118）
地域住民課市民係（風連庁舎1階） ☎ 01655③2511（内線 2118・2119）

国民健康保険納税通知書を送付します

令和7年度の納税通知書を7月中旬に送付します。やむを得ない事情で期限までに納付できない場合は早めにご相談ください。

資格情報のお知らせ・資格確認書を送付します

マイナ保険証の利用登録の有無により、資格確認書・資格情報のお知らせをそれぞれ7月下旬に郵送します。

◆マイナ保険証の利用登録をしている場合
資格情報のお知らせを**普通郵便**で送付

◆マイナ保険証の利用登録をしていない場合
資格確認書を**簡易書留郵便**で送付

※マイナ保険証を利用していない方で8月以降も限度額適用認定証が必要な場合は、窓口で更新のお手続きをしてください。

※マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず名寄市国民健康保険の加入・喪失・変更がある場合にはこれまでどおり手続きが必要です。

後期高齢者医療制度

問 市民課医療年金係（名寄庁舎1階） ☎ 01654③2111（内線 3118）
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

令和7年度の保険料額

7月中旬に郵送でお知らせします。令和6年度から保険料の計算方法は変更ありません。

後期高齢者医療の資格確認書は全加入者に送付します

マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、黄緑色の資格確認書を7月下旬に郵送します。

{ ◇限度区分、限度区分の発効期日
◇長期入院該当日
◇特定疾病区分、特定疾病区分の発効期日 }

これらは申請により資格確認書に
併記することができます

※令和6年度に減額認定証・限度額証を持っていた方には、併記されています。

マイナ保険証による受け付けができる医療機関・薬局で、マイナ保険証を提示し、個人情報の提供に同意することで、同一医療機関・薬局に支払う医療費（※保険適用外の治療や食事代などを除く）が自己負担限度額までとなります。減額認定証および限度証の更新や事前申請が不要になります。便利なマイナ保険証をご利用ください。